

家庭児童相談室の取り組みについて(令和5年度実績)

1. 家庭児童相談室の体制(令和6年4月1日時点)

職員数	： 53名(在籍)	※産育児休暇職員6名を含む
(内訳) 常勤職員	：	
	所長(保健師)	1名
	社会福祉士	11名
	保健師	6名
	教員	1名
	心理士	14名
	事務	7名
会計年度任用職員	：	
	家庭児童相談スーパーバイザー	2名
	家庭相談員	8名
	事務員	3名

令和8年度の船橋市児童相談所及びこども家庭センター開設に向け、体制の構築と職員育成に努めているところである。家庭児童相談室に寄せられる相談内容は、単なる児童虐待や育児不安、特定妊婦、養育上の問題などだけでなく、複雑な家族関係や背景、問題を含む通告件数が増えていることから、児童相談所での所長等の経験がある家庭児童相談スーパーバイザーを配置し、指導・助言等により職員の専門性の向上に努めている。

また、所内研修の充実や外部研修会等に積極的に受講する機会を設け、基本的なスキルの習得・向上を図るだけでなく、より実践的なスキルを身に着けることが出来るよう努めている。

2. 関係機関との連携

こどもの虐待は、こどもや保護者等の身体的・精神的な状況、養育環境などの様々な要素が絡み合って起きるものであり、単独の機関のみで対応できるものではないため、支援者一人一人が危機意識を持ってこどもの安全を確保したうえで、一つの機関が抱え込むことなく共有し、各々の役割を認識したうえで早期に支援を行い、発生予防に努めることが重要であるため、関係機関それぞれの役割を明確化し、日ごろから連絡を密にするなど体制の構築に努めている。

(1) 保育園・幼稚園・小中学校等との連携

平成23年度から、要保護児童について毎月1回書面で保育園、幼稚園、小・中学校などの協力を得て、情報提供を受けている。令和5年度は延べ6,547件の情報提供をお願いした。

また、令和5年度は特に連携が必要と思われる要保護児童の通う保育園、幼稚園、小・中学校等への訪問のほか、千葉県教育研究会船橋支会生徒指導部会、校長会等に家庭児童相談室の教員職(平成24年度より1名配置)等が参加し、要保護児童・要支援児童の早期発見や見守り等の協力を依頼するなどの連携強化を図っている。

さらに、住民等からの相談や通告、他自治体や児童相談所、警察署等からの情報提供や送致等を受けて、こどもの安全確認や連携依頼、情報収集等のための調査等、必要に応じて協力を求めている。

(2) 民生児童委員との連携

平成23年度から船橋市民生児童委員協議会 主任児童委員の会代表者会議に出席し、要保護児童等の早期発見や見守り等に協力をいただくとともに、気になる児童等に関する情報共有及び情報交換等を行っている。

令和5年度は年4回開催される同会議に延べ12名出席させていただいている。

(3) 母子保健部門・こども家庭部門等との連携

平成24年度から児童虐待への理解を深め切れ目なく連携できる体制整備のため、地域保健課に対し集合型研修会を、令和元年度からは、放課後ルームや地域子育て支援課及び子育て支援センターの職員、さらに、子育て支援部等の庁内窓口部門の新規採用職員や異動者等を対象に研修を実施してきた。

発達支援に関する情報交換会として、地域保健課 保健センター、療育支援課 こども発達相談センター・親子教室、地域子育て支援課 南本町・高根台子育て支援センターとで、情報交換を通してお互いの現状を知り、理解を深め、スムーズな連携を図ること、また乳幼児へのより良い相談支援について検討することを目的とし、情報交換を行っている。令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催できなかったが、コロナ禍での業務について主に紙面での情報交換を、令和5年度は対面で情報交換等を行い、連携強化に努めた。

3. 児童虐待予防の取り組み

(1) 養育支援訪問事業

特定妊婦や子育てに不安を抱える家庭等、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育支援訪問員を派遣し、養育に関する専門的相談支援又は家事等援助を行うことにより、虐待の防止を図っている。

専門的相談支援については千葉県助産師会船橋地区部会所属の助産師に委嘱、家事等援助については、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託している。

《令和5年度》新規16件（受付18件）、前年度からの継続24件の計40家庭に対し養育支援訪問員を、延べ569回派遣。

（内訳）専門的相談支援：26家庭に327回、家事等援助：14家庭に242回

(2) 暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を学ぶグループワーク「子育てのヒントを学ぼう」

子どもとのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係や発達に応じた子どもとのかかわり方等の知識や方法を身に着けるため、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が互いに悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行っている。

《令和5年度》子どもとの関係改善に繋げ、虐待の予防や回復につなげる事を目的に平成23年度より広報等で公募し実施している。

令和5年度は、6月に1回コースのダイジェスト版を開催し2名が参加。

また、1コース3回開催の講座は、9月と1月に2コース開催し、それぞれ延べ9名、20名の計29名の参加があった。

集客について、ダイジェスト版の申し込みが少なかったこともあり周知方法を見直した。広報掲載の時期の検討や、船橋市公式ホームページの船橋市の子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」や子育て支援情報メール配信サービス「ふなっ子メール」に掲載したほか、チラシを作成し児童ホーム等に掲示してもらうなどしたことで、受講者が増えた。参加者からは、自身が上手くできないことに辛くなったという感想を残してくださった方もいたが、参加いただいた大半の方が、子どもへの声掛けやかかわり方などが学べ、実践してみたら子どもの態度の変化や笑顔が見られたなどうれしい報告も多く寄せられた。

(3) まちづくり出前講座 及び 研修等

まちづくり出前講座は、市民の学習活動に役立ててもらうために市の事業や施策などについて説明する社会教育課の事業で、家庭児童相談室でも「児童虐待の理解と予防」に重点を置き、平成24年度より市民からの要望に応じ申請書の提出を受け随時開催している。

また、随時研修等の依頼に対応している。

《令和5年度》 まちづくり出前講座は3件の申請を受け、延べ51名が受講。講座の内容については依頼者側と相談の上、出来るだけ意向に沿うよう対応をしている。

また、出前講座とは別に、新任児童民生委員・児童委員研修会の一コマとしてR5年4月と12月の2回講演依頼を受け、「家庭児童相談室について」「児童虐待を疑う状況を把握した場合の対応」「具体的な見守りについて」講演を実施した。

出前講座、研修共にわかりやすいとの評価をいただいた。

4. 啓発活動

(1) 児童を対象とした相談啓発活動

○ 児童相談啓発カード 及び 児童相談啓発ポスター

《令和5年度》

児童虐待の早期発見・早期対応だけでなく、こども自身が抱えている心配事や悩みなど、こども本人からの相談を受け付けるため、こども専用ダイヤル（フリーダイヤル）の番号を記載した児童相談啓発カードを3万5千枚作成し、市立小学校55校、市立中学校26校、特別支援学校及び私立小・中学校6校の、小学4年生から中学3年生に対し、夏休み前に配布した。

また、関係機関に児童相談啓発ポスター200枚を配布し、掲示を依頼した。

(啓発カード おもて)



(啓発カード うら)



(啓発ポスター)



(2) 児童虐待防止啓発活動

○ 児童虐待防止啓発ポスター・マグネットシート

《令和5年度》

児童虐待防止法が施行された11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しており、その取り組みの一つとして、児童虐待防止啓発ポスターを3,500枚作成し船橋市医師会・歯科医師会をはじめ自治会、私立保育園や認定子ども園等、商業施設及び所内関係機関等に配布、掲示を依頼した。

11月の1か月間、公用車約59台及び市内のタクシー400台（千葉県タクシー協会京葉支部へ協力依頼）の車体に、月間啓発マグネットシートを装着し、広く市民に周知、啓発を行った。



○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンに合わせたイベント等

《令和5年度》

「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間である11月に、保健福祉センターのロビーで、児童虐待防止啓発に関するポスター掲示等を行った。

また、11月に児童虐待未然防止等基本研修（eラーニング）として、児童虐待の基礎的な知識や児童虐待を未然の防ぐための行動などを理解するための研修として、常勤職員・再任用職員（再任用短時間職員を含む）（病院局所属の医療職を除く）を対象に実施した。

令和6年度も引き続き実施していく予定。